

生活 パロッド

県内の全ての市町村に「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」があり、消費生活に関する相談に応じ

話番号などを答えた。不審な業者から電話が話の途中「お金は誰が管理しているか」など聞かれたので不審に思いい、相手の名前を聞く

と電話を切られた。生活パターンも答えたため、悪質な電話勧誘を受けるとは心配している。

▼公的機関を名乗る

公的機関名乗る不審電話

【事例1】「消費生活センターです」と言

って電話がかかった。信用し、聞かれるままに家族構成や住所、電

【事例2】「あなた

ここで消費者を信用さ



で得た情報で電話による勧誘や訪問販売に悪用する可能性があり、消費者がさまざまな

調査と称し、情報聞き出す

ラブルに巻き込まれる恐れがあります。

▼消費生活センターや消費生活相談窓口は、県民に「調査している」「個人情報の登録を取り消してあげほしい」といった電話をかけることは一切ありません。また、民間の企業と連携することもありません。

事例のような電話があった、不審なパンフレットが送られてきた、うっかり個人情報をお話してしまい心配このような場合は、アイネスや住まいの市町村の消費生活相談窓口に相談してください。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999消費生活相談電話